

平成 17 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立向山庭園）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立向山庭園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

アゴラ造園株式会社

(2) 所在地

東京都練馬区高松六丁目 2 番18号

(3) 代表者

代表取締役 高橋 一輔

3 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで（3 年間）

4 選定の経過

平成17年 3 月18日	第 1 回指定管理者選定検討部会 (業務の範囲、応募資格、評価基準の検討)
4 月21日	第 2 回指定管理者選定検討部会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の検討)
5 月16日	練馬区指定管理者選定委員会による審査
7 月22日	第二回練馬区議会定例会 (練馬区立向山庭園条例改正案議決)
8 月 1 日	募集要項配布開始
8 月11日	募集説明会 (参加団体数 1 6)
8 月29日～9 月 2 日	応募書類受付 (応募団体数 6)

9月9日	第3回指定管理者選定検討部会（評価） （プレゼンテーション、ヒアリングおよび評価・採点の実施）
9月11日	経営診断委託
11月14日	練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定管理者候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立向山庭園を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（評価結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定検討部会では、第3回に有識者委員2名を加えて評価を行った。

- (1) 「労働安全衛生法規」「産業廃棄物関連法規」等の業務上に必要な法規を朝礼・研修・社内報で職員に周知・徹底を行っていること。また、「個人情報の保護」に関して社内規定および担当者を設け遵守していること。
- (2) 類似の日本庭園の管理が良好に行われていること。また、管理に際しISO9001（品質マネジメントシステム）を取得しており、質の高いサービスを提供していること。
- (3) 運営費が、常勤職員と非常勤職員を効率的に組み合わせる勤務体制で圧縮が図られること。また、引継ぎの勤務体制をしっかりと取ることで利用者の視点に立った運営の工夫が図られていること。
- (4) 緑の専門家として、楽しみのある庭造りの技術を区民ボランティアに提供するプラン、また、利用サークルの交流の場となる（仮称）向山庭園クラブを設置するプランなど、区民参加型の提案が独自性を有していること。
- (5) 「施設及び周辺ハザードマップ」や「安全管理マニュアル」を作った安全管理を行えること。また、既に作られている、当該事業者の他事業での「安全管理マニュアル」は、団体の取得しているISO9001に基づき施設の安全管理を行うものであり、向山庭園に準用しても適切に安全管理を行うことができること。

- (6) 緑の専門家として、庭園の池・起伏を利用した、「水辺を中心とした植生」「竹や笹を中心とした植込み」「近隣境界を管理する植込み」のゾーニングでの景観管理ができること。さらに、利用者の視点から、塩化ビニールの池の配水管等を緑化し景観保全を庭園管理の中で行うこと。また、庭園管理に対し、有機物の使用・薬剤の抑制による害虫対策を行うなど環境に配慮した方法が採られること。
- (7) 「施設経営」「接遇等資質の向上」「緑の研修」と、実際に受託した場合に即し実践的な研修提案がなされていること。
- (8) 「アゴラ」（広場）を通じ社会貢献を行うという理念の実践として、区内小学校の総合的な学習の時間等への講師派遣などを行っていること。
- (9) 区内の事業者であり、庭園管理に際しての実施計画には、「区民雇用」「高齢者・障害者雇用」「現状の庭園従事者の雇用継続」を重視する考えが明確になっていること。また、施設運営に必要な物品の調達は、区内の商店会加盟店からの購入を行うことを明確にしていること。

問い合わせ先

練馬区区民生活事業本部区民部地域振興課管理係

担当 星 電話 03(3993)1111 内線 7345 F A X 03(3557)1351

指定管理者（アゴラ造園株式会社）の評価結果（練馬区立向山庭園）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	10点	8点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	10点	6点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者・区民雇用の促進 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 区内の高齢者および障害者の雇用 (4) 再委託における区内事業者の活用 (5) 物品の区内業者からの調達	20点	16点
合計	100点	76点